

学生各位

総合安全衛生管理機構

新型コロナウイルス感染症に関連する出席停止（公欠）の取り扱いについて

令和5年4月1日より、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の総合安全衛生管理機構へのメールによる報告は不要とし、直接、各学部大学院学務係に、り患を証明する書類を提出し、出席停止期間の公欠の手続きを行ってください。

今後も、発熱した場合には、まずは自宅療養し、抗原検査キットでの自己検査を行うか、医療機関へ受診するようお願いいたします。


なお、同感染症が感染症法における5類感染症へ移行する5月8日をめぐり、学校保健安全法施行則の改正が行われる予定とのことです。それ以降の出席停止期間については、施行則の詳細がわかり次第お知らせいたします。

【出席停止期間】

新型コロナ陽性：行政が定めた療養期間（発症日から7日間）を出席停止とする。


発症から7日経過かつ症状軽快から24時間経過。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症	受診	陽性判明					症状軽快	出席可能



濃厚接触者：同居家族が同感染症にり患した場合、その家族との最終接触日から5日間を出席停止

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
最終接触日 検査なし						出席可能



濃厚接触者：2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自己検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能

0日	1日	2日	3日
最終接触日 検査あり		検査陰性①	検査陰性②



【り患/濃厚接触を証明する書類】

新型コロナウイルス感染症のり患を証明するもの：

下記①～③いずれかの書類

- ①自己検査で陽性の場合：検査キットの結果の写真（学生証と時計など日時がわかるものを同一画面に映り込ませる）
- ②千葉県内の医療機関を受診した場合：医療機関から交付された A 票/B 票に所定の書類を映り込ませて撮った写真（陽性登録センター登録用の写真）
- ③千葉県以外の医療機関を受診した場合：医療機関等で実施された抗原検査/PCR 検査の結果がわかる書類もしくは診療明細書（医学管理料に二類感染症入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時取り扱いを含）が記載されたもの）

同居家族の濃厚接触者：

同居家族がり患したことがわかる文書（検査結果や診断票等）、保健所などから自宅待機を要請されたことがわかる SMS などの写し

自己検査で自宅待機期間を短縮する場合、その検査キット結果の写真（学生証と時計など日時がわかるものを同一画面に映り込ませる）。

※なお、季節性インフルエンザについても自己検査をした場合は、上記①をり患を証明する書類として提出が可能（発症後 5 日間かつ解熱した後 2 日を経過するまで出席停止とする）。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合安全衛生管理機構ナース室

Email info-hsc@office.chiba-u.jp

電話 043-290-2214（ナース室）